

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年7月10日（金）午後1時58分から午後2時25分
2. 開催場所 里庄町役場 2階 第2会議室
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職 名	番号	氏 名	出欠の別	職 名	番号	氏 名	出欠の別
委 員	1	岡村 咲津紀	出	会長職務代理者	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	委 員	9	平野 俊一	〃
〃	3	高田 光國	〃	会 長	10	吉田 龍平	〃
〃	5	辻田 樫市	〃	推進委員	1	遠藤 和宏	〃
〃	6	中務 智紀	〃	〃	2	大内 紀章	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	神原 公子	〃

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について

議案第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

議案第19号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
(一括契約)

6. 会議の概要

議 長

ただ今から令和8年第7回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、農業委員9名、推進委員3名の計12名であり、総会開催の定足数に達しており総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、9番平野俊一委員、1番岡村咲津紀委員にお願いいたします。議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています、議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第16号について、ご説明いたします。

整理番号は、17でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、1筆、地目は畑、面積は、619㎡です。

今回、譲受人が増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。

譲渡人が、今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長

ただいまの事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第16号、整理番号17は、許可と決定します。

続きまして、整理番号18及び19について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは整理番号18及び19について、ご説明いたします。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

整理番号18

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、2筆、地目は田、面積は、計204㎡です。

整理番号19

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、2筆、地目は田、面積は、計137.41㎡です。

今回、譲受人が増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。

譲渡人が、今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号18及び19は、許可と決定します。

事務局長 続きまして、議案第17号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

それでは議案第17号について、ご説明いたします。

整理番号は、22でございます。

本件は、農地の使用目的の変更に係る農地法第4条に基づく一時転用の申請でございます。

申請人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、1筆で、地目は畑、面積は131㎡です。

今回、申請人が、住宅建築工事用進入路整備を目的に申請が行われました。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、ここは、私の担当地区なので、私から説明します。

申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、入口部分に段差をなくすための砂利をいれる内容なので、隣接地への土砂流出はありません。

雨水については、自然透水します。

生活排水については、進入路のためありません。

近隣農地への日照及び通風の影響については、進入路ですので、影響はないと判断します。

以上です。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 先に、補足説明をさせていただきます。

土砂の搬入を伴う「一定規模以上の農地改良」を行う場合は、一時的に農地として使用できなくなるため「一時転用許可」の対象となります。

今回、申請人が、近隣で住宅建築工事を行うに当たり、重機等の進入路としての利用を目的に申請が行われました。

工事終了後には、現状どおり復元する誓約書も提出されています。

続けて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項ですが、農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、進入路であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことは

なく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議 長 ただいまの事務局説明、農地法第4条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第17号、整理番号22は、許可と決定します。

続きまして、議案第18号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第18号について、ご説明いたします。

整理番号は、20及び21でございます。

本件は、農地の使用目的の変更、及び、所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

整理番号20

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、1筆で、地目は田、面積は

392㎡です。

整理番号21

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、1筆で、地目は田、面積は824㎡です。

今回、譲受人が、建売分譲住宅の建築を目的に申請が行われました。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との境界部分に擁壁を設置し、土砂が流出しないように計画されています。

雨水については、集水桝に集め、道路側溝に放流します。

生活排水については、公共下水道へ接続し処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風については、一般的な住宅ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議 長

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、建売分譲住宅の建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議 長

ただいまの事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第18号、整理番号20及び21は、許可と決定します。

事務局 続きまして、整理番号24について、事務局より説明をお願いします。
整理番号、24についてご説明いたします。
本件は、農地の使用目的の変更、及び、所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。
譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さん外1名です。
申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、1筆で、地目は田、面積は62㎡です。
今回、譲受人が、露天駐車場の整備を目的に申請が行われました。
以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。
隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、地形の改変は行わないため、隣接地への土砂流出はありません。
雨水については、自然透水します。
生活排水については、露天駐車場のためありません。
近隣農地への日照及び通風については、露天駐車場ですので、影響はないと判断します。
以上です。

議 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 農地の区分は、第3種農地と判断しております。
転用目的は、露天駐車場の整備であり、適当であると考えます。
資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。
以上です。

議 長 ただいまの事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。
質問、意見等はございませんか。
(質問、意見なし)
許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。
(全員挙手)
全員賛成でございますので、整理番号24は、許可と決定します。

続きまして、議案第19号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求めることについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第19号について、ご説明いたします。

整理番号は、23でございます。

申請者から、令和8年6月19日付けで農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案の提出を受けています。

対象地は地域計画外及び農業振興地域内の白地区域にある農地であり、全体の筆の一部であり地目は畑、面積は54㎡です。

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を介しての賃貸借で、機構から権利の設定を受ける者は●●●●さん、機構に権利を設定する者は●●●●さんです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件は満たされていると考えますので、特に支障は無いと思われま

す。

議長

ただいまの整理番号23の案件に関し、事務局説明について、ご質問、ご意見等ございますか。特に意見がない場合は、農業委員会から機構に対して、促進計画作成の要請を行うことといたします。

ご質問、ご意見等ございませんか。

● 番

資料にある賃借料の根拠は。

事務局

所有者である●●●●さんは、当該農地をいくつかの区画に分けて貸し出しています。

すでに他の区画を借りて耕作されている方がおり、その方の賃借料を用いて設定しています。

● 番

資料には10a当たりの賃借料が記載されているが、これを面積割計算したものが実際の金額ということか。

事務局

そのとおりです。

議長

他に、ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、整理番号23について、機構に対して、促進計画作成の要請を行うことについて、賛成の農業委員の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第19号、整理番号23は、機構に対して、促進計画作成の要請を行うことと決定します。

以上をもちまして、令和8年第7回総会を閉会いたします。